

- ※ イ 休業(補償)給付には、休業特別支給金(給付基礎日額の20%)が付加して支給されます。
- ※ ウ 障害(補償)給付、エ遺族(補償)給付、キ傷病(補償)給付にも支給要件に応じて特別支給金(障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金等)が付加して支給されます。

(3) 消滅時効

給付の種類によって、請求権が時効により消滅する期間は次のようになります。

- ・2年 療養(補償)給付、休業(補償)給付、介護(補償)給付、葬祭料(葬祭給付)
- ・5年 障害(補償)給付、遺族(補償)給付

★★問い合わせ先★★

管轄の労働基準監督署(P124参照)

4 健康保険

健康保険は、労働者(被保険者)やその家族(被扶養者)が仕事や通勤以外で病気、ケガ、死亡をした場合や、出産をした場合に、必要な医療給付や手当金などを支給し、労働者やその家族の生活の安定を図る制度です。

(1) 適用事業所

ア 強制適用事業所

(○強制適用 ×任意適用)

規模	5人以上		5人未満	
経営形態	法人経営	個人経営	法人経営	個人経営
適用業種	○	○	○	×
非適用業種	○	×	○	×

- ※ 個人経営の農林水産業及び旅館・飲食店・クリーニング・理容等のサービス業以外はほとんど適用業種です。

イ 任意適用事業所

強制適用事業所以外の事業所であっても、従業員の半数以上が同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けると適用事業所となります。

(2) 適用労働者（被保険者）

原則として、適用事業所に働く人は他の医療保険の適用を受ける人を除き、全て適用されます。パートタイム労働者も1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上であれば適用されます。

また、勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満でも次のア～オのすべてに該当する場合は適用されます。

- ア 週の所定労働時間が20時間以上
- イ 月額賃金8.8万円以上
- ウ 2か月を超える雇用の見込みがある
- エ 学生ではない
- オ 以下のいずれかの場合

- ・従業員数が101人※以上の企業(特定適用事業所)
- ・従業員数が100人以下の企業で労使合意がなされている。

なお、臨時・日雇労働者などは日雇特例被保険者として、一般と異なった取扱いがされます。

※ 令和6年10月からは、従業員数が51人以上の企業に拡大されます。

(3) 保険料の負担

原則として、賃金に応じて決められた額を、事業主と労働者が半額ずつ負担します。ただし、事業主の届け出により、「産前産後休業中」及び「育児休業等の期間中」の保険料は、厚生年金保険料と合わせて免除され、被保険者及び事業主の保険料は徴収されません。

(4) 任意継続

退職日までに2か月以上健康保険に加入していると加入できます。なお、資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内の申請が必要です。

(5) 傷病手当金

私傷病で働くことができず、会社を連続する3日を含み4日以上仕事を休んだ場合、4日目以降標準報酬日額の3分の2に相当する額が通算1年6か月の範囲内で支給されます。(支給額が調整されることがあります。)

資格喪失の前日まで継続して1年以上被保険者であった者で、資格喪失の際、傷病手当金を受けているか、または、支給要件を満たしている者は引き続き支給を受けられます。

★★問い合わせ先★★

加入している**健康保険組合**又は**全国健康保険協会**(P130参照)

5 厚生年金保険

厚生年金保険は、会社や工場などで働く労働者が年をとって働けなくなったり、障がい者となったり、死亡した場合に年金や手当金を支給し、労働者やその家族の生活の安定を図る制度です。

(1) 適用事業所

船舶が強制適用事業所になるほかは、健康保険と同じです。

(2) 適用労働者

原則として、適用事業所に働く70歳未満の人は他の年金制度が適用される人を除いて、すべて適用されます。

パートタイム労働者も健康保険と同様の要件を備えていれば適用されます。船員を除いて臨時・日雇労働者などは、国民年金の適用とされる場合があります。

(3) 保険料の負担

健康保険と同様です。

★★問い合わせ先★★

年金事務所(P131参照)